

山口県報

令和7年
11月28日
(金曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)
(環境政策課)
一

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....五



山口県告示第三百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十一月二十八日から同年十二月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社
住所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

備考	種類	構			造	使	用の方
		能(kg/月)	力	工事着手			
十六号の電気めつき施設をいう。	六六	五二〇	令和八、一、一五	年月日	予定	工事着手	構
「六六」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第	六六	三、一	令和八、一	年月日	予定	工事完成	造
十六号の電気めつき施設をいう。	六六	三、一	令和八、一	年月日	予定	使用開始	使
「六六」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第	六六	連続	二四時間	間隔	一日当	時間	用の方
十六号の電気めつき施設をいう。	六六	連続	二四時間	時間	間隔	一日当	時間
「六六」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第	六六	変動なし	動季節的変	動季節的變	動季節的變	動季節的變	方法

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鉄株式会社下松事業所
所 在 地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

排 水 口		五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量									
通 常	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	施 設 中 和 ・ 凝 集 沈 殼 处 理	還 元 处 理 施 設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日) 力	還 元 处 理 施 設	施 設 中 和 ・ 凝 集 沈 殼 处 理	種 類	構 造
最 大	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	七 五	六	三	通 常	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	八〇、〇〇〇	還 元 处 理 方 式	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)
最 大	最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	九〇五五〇三	一〇五三	二・八〇三	最 大	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	中 和 ・ 凝 集 沈 殼	間 使用 時 隔	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	一 三	二 三	一 九	最 大	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	八〇、〇〇〇	連 続	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	一 八	三 四	二 八	最 大	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	七 五	二 四 時 間	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	一〇	一〇九	二 二	最 大	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	九 〇	变 動 な し	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	三〇	二 二	五 三	最 大	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	一 一	概 季 節 的 变 動 要 事	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	五	四〇	一 七・五	最 大	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	一 一・六	年 工 事 着 手 予 定	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	一 六	一 三・二	三 一・二	最 大	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	一 一・五	年 工 事 完 成 予 定	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	三・五	五・五	六・二	最 大	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	三九、二四五	年 使用 開 始 予 定	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
最 大	最 大	最 大	通 常	五六、五四七	一 一・六	最 大	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	四六、〇九四	三二七	污水等の一 日 当たりの量 (m ³)
最 大	最 大	最 大	通 常	六七、二〇三	六 七	最 大	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	四七六	四七六	污水等の一 日 当たりの量 (m ³)

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量		(二) 处理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量									
處理 後	處理 前	處理 後	處理 前	項目	處理 後	處理 前	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	污 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	處理 の 方 式	處理 の 方 式	處理 の 方 式
七 五	六	七 五	六	三	通 常	三	通 常	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
九〇五五〇三	一〇五三	九〇五五〇三	一〇五三	二・八〇三	最 大	二・八〇三	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
一 三	二 三	一 三	二 三	一 九	通 常	一 九	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
一 八	三 四	一 八	三 四	二 八	最 大	二 八	最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
一〇	一〇九	一〇	一〇九	二 二	通 常	二 二	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
三〇	二 二	三〇	二 二	五 三	最 大	五 三	最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
五	四〇	五	四〇	一 七・五	最 大	一 七・五	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
一 六	一 三・二	一 六	一 三・二	三 一・二	通 常	三 一・二	通 常	浮 遊 物 賴 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造
三・五	五・五	三・五	五・五	六・二	最 大	六・二	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	還 元 处 理 方 式	構 造	構 造

四 汚水等の処理施設に関する事項		(一) 種類、構造及び使用時間間隔等									
備考		(一)の表の備考は、この表について準用する。									
六六		種 類									
五		水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)									
一〇一二		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)									
五		浮 遊 物 質 量 (mg/l)									
一〇		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)									
三〇		浮 遊 物 賴 量 (mg/l)									
五		污水等の一 日 当たりの量 (m ³)									
一〇		設									

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年十一月二十八日から同年十二月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社

住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 東洋鋼鉄株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第二百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口
✓	✓	七・五
✓	八・七	九・五
✓	一	一・三
✓	二	一・八
✓	二	一・〇
✓	五	三・〇
✓	検出せず	五
✓	検出せず	一七・五
✓	検出せず	二三・二
✓	検出せず	一・六
✓	検出せず	三・五
一、〇〇〇	○	五六、五四七
一、五〇〇	一、〇〇〇	六七、二〇三

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

四

理施設 中和 凝集沈殿処				還元処理施設				種類		種類	
處理後		處理前		處理後		處理前		項目		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の 汚染状態の 値	汚水等の 汚染状態の 値
〃	七・五	〃	六	〃	〃	〃	三	通常	水素イオン濃度 (水素指数)	九・五	汚水等の 一日当たりの量 (m³)
〃	九・五	〃	一〇・五・三	〃	〃	〃	三・二・三	最通大	水素イオン濃度 (水素指数)	一・三	通常
〃	一・三	〃	二・三	〃	〃	〃	一・九	通常	化学的酸素要求量 (mg/l)	一・九	化学的酸素要求量 (mg/l)
一八	一・九	〃	三・四	〃	〃	〃	二・八	最通大	化学的酸素要求量 (mg/l)	二・八	浮遊物質量 (mg/l)
〃	一・〇	〃	一〇・九	〃	二一	〃	一・三	通常	浮遊物質量 (mg/l)	二・二	浮遊物質量 (mg/l)
〃	三・〇	二・二	二・二・二	〃	五・三	〃	五・八	最通大	浮遊物質量 (mg/l)	五・三	浮遊物質量 (mg/l)
〃	五	〃	四・〇	〃	〃	〃	検出せず	通常	鉱油類 (mg/l)	二・三・五	鉱油類 (mg/l)
一七・五	一・七・六	一・七・五	一・七・六	一・三・五	一・三・六	一・三・五	一・三・六	通常	鉱油類 (mg/l)	一・二・二	鉱油類 (mg/l)
一三・二	一・三・三	一・三・二	一・三・三	三・一・二	三・一・四	三・一・二	三・一・四	最通大	鉱油類 (mg/l)	六・二	鉱油類 (mg/l)
〃	一・六	〃	五・五	〃	〃	〃	六・二	通常	鉱油類 (mg/l)	一一・五	鉱油類 (mg/l)
〃	三・五	一・六	一・七	一・五	一・六	一・五	一・六	最通大	鉱油類 (mg/l)	三九、二四五	鉱油類 (mg/l)
五六、五四七	五六、二八〇	五六、五四七	五六、二八〇	三九、二四五	三八、九七八	三九、二四五	三八、九七八	通常	汚水等の 一日当たりの量 (m³)	五六、五四七	汚水等の 一日当たりの量 (m³)
六七、二〇三	六六、七八七	六六、二〇三	六七、七八七	四六、〇九四	四五、六七八	四五、〇九四	四五、六七八	最通大	汚水等の 一日当たりの量 (m³)	四六、〇九四	汚水等の 一日当たりの量 (m³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	項目	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値						排出水の一 日 当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	鉛油類 (mg/l)	燃 り ん (mg/l)	
No. 1 排 水 口	変更前	七・五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	変更後	九・五	一三	一九	一〇	一一〇	五	五六・二一八〇
No. 2 排 水 口	変更前	八・七	一八	一八	一七	一七・六	一・六	六六、七八七
	変更後	一	二	五	検出せず	検出せず	検出せず	○
No. 3 排 水 口	変更前	八・七	一	二	五	検出せず	検出せず	一、〇〇〇
	変更後	一	二	五	検出せず	検出せず	検出せず	一、五〇〇



山口県公安委員会規程第六号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月一十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の表第百十条の項の前に次のように加える。

第6条の4第1項
〔適用〕
第74条の3

聴聞決定予定日の通知

別表第一の六十九の表第百八条の1第一項第十四号の項の次に次のように加える。

第108条の2第1項第15号	特定小型原動機付自転車運転者講習の実施
----------------	---------------------

別表第一の六十九の表第百八条の1第一項第十五号の項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同表第百八条の11の11の項の次に次のよう加へる。

第108条の3第5項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
------------	-----------------------

別表第一の六十九の表第百八条の11の5の項中「第108条の3の5」や「第108条の3の5第2項」に改める。

附 則

この規程は、令和七年十一月一十八日から施行する。

別表第一の二十四の表第百十条の項の前に次のように加える。

令和七年十一月二十八日発行

発行所

山口県知事